

# PCB使用機器の保有に関する調査に関する質問

## 【調査主旨（調査目的など）について】

Q 1. この調査は市の調査ですか？

A 1. 高松市が実施している調査です。  
調査票の発送、受付、電話対応等の業務を株式会社ゼンリンへ委託しています。

Q 2. 本調査の目的は何ですか？

A 2. ポリ塩化ビフェニル（PCB）を使用した安定器が高松市内の建物・事業所にどれだけあるのかを調査しています。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び使用製品は、法律(ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処分の推進に関する特措法)により処分期限が定められており、高松市内の事業所に設置されている安定器は令和3年3月31日までに保有者が処分しなければなりません。期限内の処分完了に向け、市が把握していない安定器の保有状況を確認するために実施するものです。

Q 3. 調査の結果は何に利用するのですか？

A 3. PCBを使用した安定器の実態を把握するとともに、保有が確認された事業者様へ、期限内の処分を依頼していきます。

Q 4. いつまでに返送が必要ですか？

A 4. 令和元年11月1日までの返送をお願い致します。

Q 5. 期限までに必ず返送しないといけないのですか？

A 5. できる限り期限内の返送をお願い致します。

ただし、PCBの有無を調査中であるなど、期限までの回答が難しい場合は、調査をした上で、返送いただきますようお願いいたします。その場合、回答状況の確認のため、令和元年11月1日以降に電話等により連絡をさせていただくことがあります。

Q 6. いつから調査しているのですか？

A 6. 本市では安定器に特化した調査は今回が初めてです。

Q 7. 調査票の回答は義務(法律によるもの)でしょうか？

A 7. 義務ではありませんが、PCB使用安定器の処分期限が迫っており、処分漏れが生じないよう、情報収集をしております。ご協力をお願い致します。

なお、回答いただけない場合は、はがきや電話等により連絡をさせていただくことがあります。

## 【調査対象について】

Q 8. なぜうちに届いたのですか？（調査対象者はどういった者ですか？）

A 8. PCB使用安定器を設置又は保管されている可能性のある、昭和52年3月以前に建築された事業用建物（工場、倉庫（農業用を含む）、事務所等）やアパート・マンション等の共同住宅の所有者様に郵送しています。

**Q 9. 調査対象はなぜ1977年(昭和52年)3月以前に建築された建物なのですか？**

A 9. PCBを使用した照明器具の安定器は、居宅や1977年(昭和52年)4月以降に建築された建物には使用されていません。そのため、1977年(昭和52年)3月までに建築された事業用建物(工場、倉庫(農業用を含む)、事務所等)やアパート・マンション等の共同住宅の所有者様に調査票をお送りしています。

**Q10. 1977年(昭和52年)3月以前の建物を所有していないが、回答する必要がありますか？**

A10. 回答用紙の設問1の「いいえ」をチェックし、ご返送をお願いします。

**Q11. 居宅しか所有していないが、回答する必要がありますか？**

A11. 住居兼倉庫(農業用を含む)など居宅以外に何か別用途に使用されていた場合は対象となります。しかし、事業用に使用したことがなく居宅のみの場合は回答用紙の設問1の「いいえ」をチェックし、ご返送をお願いします。

**Q12. 調査対象住所に物件を持っていません。(番地が違うのですが。など)**

A12. 建物の住所(登記の住所)は、法務局にて登記された時の所在地(地番)を表記しています。また、登記建物の住居表示は登記建物の所在地を一般に使用される住所に変換したものになります。住所の周辺にお持ちの建物が対象と思われるので、その建物について回答をお願い致します。(調査票の調査対象建物情報に調査対象建物の建築年月、延床面積、用途、階層を記載してありますのでご参考にしてください。)

**Q13. 所有者が既に亡くなっているのですが。**

A13. ご家族の方が代理でご回答くださいますようお願いいたします。

**Q14. なぜ個人宅へ届くのですか？**

A14. 調査対象の建物を所有している方の住所にお送りしているため、個人宅に届くこともあります。お住まいの建物ではなく、回答用紙に記載されている住所の建物について回答をいただきますようお願いいたします。

**Q15. 過去にも同様な調査票が届いている。今回も記入する必要はありますか？**

A15. 安定器に特化した調査は今回が初めてです。

**Q16. 調査対象建物においてPCB特措法に基づく届出をしているが、記入、返送は必要でしょうか？**

A16. PCB特措法の届出については、事業所ごとに確認し、対象から除外していますが、誤ってリストアップしてしまった可能性があります。お手数お掛け致しますが、記入者情報及び、回答用紙の空白部分に「届出済み」と記入の上、ご返送をお願いします。

**Q17. 今回、調査対象となっている建物はどれですか？**

A17. 調査票左上の調査対象建物情報に記載した建物です。

**Q18. 調査対象として回答用紙に書かれていない建物は調査の必要はないのですか？**

A18. 基本的に記載のない建物については調査の必要はありません。

**Q19. (調査票記入について) 記入者は誰でもよいですか？**

A19. 本調査の内容についてお分かりになる方、連絡のとれる方ならどなたでも結構です。

**Q20. 廃業しているが、調査の必要はあるのですか？**

A20. 廃業している事業者様でも調査の必要があります。

**Q21. 今は建物を使用していない、調査するのですか？**

A21. 現在は使用していない建物についても、PCB使用機器が残存している可能性があるため、調査が必要です。

**Q22. 1977年(昭和52年)以前に建てた建物だが、改装し照明器具は全て取り替えた。この場合、記入、返送は必要でしょうか？**

A22. 回答用紙の設問1の「はい」及び、設問2の「はい」をチェックいただき、ご返送をお願いします。

## 【法令等について】

**Q23. PCBとは何ですか？**

A23. 人体に有害な化学物質で、電気機器の絶縁油などに利用されていました。照明器具の安定器については、1957年(昭和32年)～1972年(昭和47年)製造のものに含まれている可能性があります。

**Q24. なぜ、PCBは期限までに処分しなければいけないのですか。**

A24. スtockホルム条約で令和10年までの適正処分が定められており、高松市内ではPCB特措法により高濃度PCB(安定器等、汚染物)は令和3年3月31日まで、低濃度PCBは令和9年3月31日までに全量を処分することが定められています。

**Q25. PCB使用又はその恐れのある安定器を持っていますが、処分期間を過ぎてしまうとどのような問題が生じますか？**

A25. PCBを使用した安定器など高濃度PCB廃棄物の処分施設は、定められた期限を過ぎると閉鎖されて処分できなくなります。また、処分期間までに処分しないと法により処罰される場合があります。

**Q26. PCBを使用した機器をこれからも使用し続けてよいのですか？**

A26. 処分を委託しなければならない期間までの使用は可能ですが、できるだけ早期に機器を交換し、処分するようお願いいたします。処分期限後に使用している場合は、法により処罰される場合があります。

## 【PCB使用機器が見つかったら】

**Q27. 高濃度PCB使用機器が見つかりました。どうすればいいですか？(誰が処分責任を負うのですか?)また、処分のための費用はかかりますか？**

A27. 法律で定められた処分施設(JESCO)で処分する必要があります。窓口をご紹介致しますので、そちらへご相談ください。JESCO北九州PCB処分事業所営業課 大阪駐在(06-6575-5580)。

また、処分施設への運搬や処分の費用は所有者様の負担となります。

処分料金(税抜き)は以下のとおりです。

○安定器及び汚染物等

28,000(円/kg)×重量(kg)

※別途処分施設への運搬料金が掛かります。

**Q28. 助成制度はありますか？**

A28. 一定の条件を満たす中小企業者、個人については軽減措置があります。(高濃度PCBに限る。)

※補助金：中小企業は処分料金の70%、個人は処分料金の95%詳細は、窓口をご紹介するので、そちらへお問合せください。JESCO中小軽減担当(0120-808-534)

**Q29. 市への届出はどの様式で提出したらよいですか？**

A29. PCB特措法の様式第1号を提出してください。

※ダウンロード方法

高松市公式ホームページ（もっと高松）から右上の検索欄に「様式第1号 保管及び処分状況等届出書」で検索。

又は、

高松市公式ホームページ（もっと高松） → 事業者の方 → 環境・衛生 → 産業廃棄物  
→ 廃棄物（ごみ） → PCB廃棄物 → PCB廃棄物等の保管及び処分状況等届出について  
→ 様式第1号：保管及び処分状況等届出書

**Q30. 市への届出はどこに提出したらよいですか？**

A30. 高松市環境局環境指導課へ提出してください。

所在地：香川県高松市木太町2282番地1

名称：高松市環境局環境指導課 PCB担当 宛

問合せ：087-839-2380

## 【確認方法（PCB使用の確認など）】

**Q31. ビルに入っているテナントなので、照明器具の事はわかりません。**

A31. お手数お掛け致しますが、ビルの管理会社様に調査票をお渡しください。

**Q32. 電気工事業者等の相談できる事業者がいまません。誰か相談できる事業者を紹介してくれないでしょうか？**

A32. 行政機関が個別の事業者を紹介することはできないことから、香川県電気工事業工業組合（087-816-1433）に相談してください。

**Q33. 電気工事業者等に調査を依頼しようと思います。費用は誰が負担するのですか？**

A33. 所有者様の負担となります。

**Q34. 安定器とは何ですか？**

A34. 照明器具の裏側や内部に設置され、電灯のちらつきを安定させる装置です。

※電源とランプの間に抵抗を入れて電流を一定に安定させます。

**Q35. 調査は危険ではないのですか？**

A35. 簡易の（ラベル）調査については特に危険ということはありません。ただし、銘板の確認等で高所作業や電気器具を取扱う作業が生じる場合は、電気工事士や電気主任技術者の資格を有する電気工事業者等にご相談してください。

**Q36. (安定器について)調査方法を教えてください。**

A36. まずは、建物の築年を確認し、1977年(昭和52年)3月以前かどうか確認してください。次に、照明器具ラベルを確認してください（メーカーと製造年月日がわかれば、調査要綱別紙1-1を参照してください。）わからない場合は、蛍光管の裏にある板を外し、中の安定器の表示（銘板）を確認していただくか、照明設備を管理している電気工事業者等へご相談ください。

**Q37. (安定器について)ラベル・銘板でもPCB使用の確認ができない場合はどうしたらよいですか？**

A37. 確認できない場合は、メーカーに問合せをお願い致します。

※安定器の銘板が確認できない（古くて見えない等）場合は、公益財団法人産業廃棄物処分事業振興財団（0120-985-007）へご相談ください。

**Q38. 危険なPCBに触れ、何かあったら(行政が)責任をとってくれるのですか？**

A38. 国や市では責任は負いかねます。また、簡易の(ラベル)調査については特に危険ということはありません。しかし安定器より油漏れしている場合については、触れてしまうと大変危険です。

このような油漏れの場合や機器の設置場所が銘板の確認等で高所作業や電気器具を取扱う作業が生じる場合は、電気工事士や電気主任技術者の資格を有する電気工事業者等へご相談ください。

**Q39. 照明器具は2〜3個しかありません。自分で調べる事は可能ですか？**

A39. 低い位置の天井にある蛍光灯でしたら、一般の方でも調査可能です。照明器具のラベルで確認するか、カバーを取り外し、安定器の銘板を読み取り、メーカーに問合せしてください。

ただし、銘板の確認等で高所作業や電気器具を取扱う作業が生じる場合は、電気工事業者等にご相談ください。

**Q40. 数が多くて確認しきれません。**

A40. 大変な作業となり、時間がかかるかと思いますが、確認をお願いします。

**Q41. 電気主任技術者とはどういう方か？また、電気主任技術者はいないがどうすればよいですか？**

A41. 電気主任技術者とは電気設備がある事業所でその設備を管理されている技術者免許を持った方をいいます。自家用電気工作物設置者として届出されている事業所には必ず電気主任技術者が必要です。外部委託されている場合もあるので、社内の電気設備の管理を担当されている方に問い合わせてください。

**Q42. 蛍光灯・水銀灯・ナトリウム灯の見分け方は？**

A42. 蛍光灯：「事務室」「教室」等の室内で使用され、日常生活でも最も多い照明  
水銀灯：「体育館」「工場」「防犯灯」等で使用され、白色系でかなりまぶしい照明  
ナトリウム灯：「街灯」「トンネル」等で使用されるオレンジ色系の照明  
※見分けが難しい場合は、電気工事業者または工務店へご相談ください。

**Q43. 安定器の大きさは、どれくらいあるのですか？**

A43. 蛍光灯：20〜30cmぐらいの長方形。  
水銀灯・ナトリウム灯：40〜50cmぐらいの長方形。

**Q44. 水銀灯の安定器の設置場所はどこですか？**

A44. 取り付け台やポール収納ボックスに設置されています。

**Q45. 照明器具のラベルで確認できたら、安定器の銘板の確認は不要ですか？**

A45. はい。PCBが含まれていないことが確認できた場合は、銘板の確認は不要です。

**Q46. 物置等で使用する裸電球やスポットライトは調査対象ですか？**

A46. 調査対象外です。(一般家庭照明器具は調査対象外です。)